



平成22年 7月16日

各 位

会 社 名 株式会社ジェイ・エー・エー
代表者名 代表取締役社長兼CEO 田 畑 利 彦
(コード番号: 2 3 9 4 東証第二部)
問合せ先 代表取締役副社長兼COO 早 原 弘 明
(TEL. 0 3 - 3 8 7 8 - 1 1 7 6)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議並びに 全部取得条項付普通株式の取得にかかる基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成22年7月1日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成22年7月1日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当該定款変更によって全部取得条項(以下に定義します。)が付された当社普通株式の全部取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたのでお知らせいたします。

この結果、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所市場第二部(以下「東証二部」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなりますので、本日から平成22年8月16日までの間、整理銘柄に指定された後、平成22年8月17日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証二部において取引することはできません。

また、当社は、本日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付普通株式(以下に定義します。)の取得に関する決議に基づき、平成22年8月19日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載または記録された全部取得条項付普通株式にかかる株主をもって、平成22年8月20日を取得日として、その所有する全部取得条項付普通株式の全て(自己株式を除きます。)を当社が取得し、これと引換えに、全部取得条項付普通株式1株につき0.00026株の割合をもって当社A種種類株式(以下に定義します。)を交付する株主として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成22年7月1日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、以下の①ないし③の内容の当社定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の全部取得(以下「本完全子会社化手続」と総称します。)について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設し、当社を会社法第2条第13号に規定する種類株式発行会社といたします。
- ② 上記①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社の発行する全ての普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項(会社法第108条第1項第7号の定めを指し、以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。なお、全部取得条項付普通株式の内

容として、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得する場合において、全部取得条項付普通株式1株と引換えに、普通株式に優先して残余財産の分配を受けられるA種種類株式（以下「A種種類株式」といいます。）0.00026株を交付する旨の定めを設けるものといたします。

- ③ 会社法第171条第1項並びに前記①及び②による変更後の当社定款に基づき、当社は、株主総会の特別決議によって、株主の皆様から当社の全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、当社は全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、当該取得の対価として、その所有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式0.00026株を交付いたします。この際、株式会社ギャロップ（以下「ギャロップ」といいます。）以外の株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、割当てられるA種種類株式が1株未満の端数となる株主の皆様につきましては、会社法第234条の定めにより、最終的には現金が交付されることとなります。

2. 当社定款の一部変更（本完全子会社化手続のうち①及び②）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。また、本完全子会社化手続のうち②は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会の議案として付議され、いずれも承認可決されました。本臨時株主総会第1号議案にかかる定款変更の内容は、平成22年7月1日付当社プレスリリースの「Ⅰ 種類株式発行にかかる定款一部変更の件（「定款一部変更の件Ⅰ」）」に記載のとおりであり、また、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会における議案にかかる定款変更の内容は、平成22年7月1日付当社プレスリリースの「Ⅱ 全部取得条項にかかる定款一部変更の件（「定款一部変更の件Ⅱ」）」に記載のとおりであります。

(2) 定款変更の効力発生日

本完全子会社化手続のうち①及びこれに伴う所要の定款変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決をもって本日発生しております。また、本完全子会社化手続のうち②の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成22年8月20日に発生いたします。

3. 全部取得条項付普通株式の取得（本完全子会社化手続のうち③）の承認決議

(1) 承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得は、その実施のための他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成22年7月1日付当社プレスリリースの「Ⅲ 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」に記載のとおりであります。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生日

全部取得条項付普通株式の取得の効力は、本臨時株主総会における承認可決により、本完全子会社化手続のうち②の効力発生を条件として、平成22年8月20日に効力が発生いたします。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、全部取得条項付普通株式の全て（自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付普通株式の株主の皆様に対して、その所有する全部取得条項付普通株式1株と引換えにA種種類株式0.00026株を交付いたします。

また、株主の皆様に対して交付されるA種種類株式が1株未満の端数となるときに

は、当社は、1株未満の端数の合計数（会社法第234条第1項により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数のA種種類株式について、会社法第234条第2項に基づく裁判所の許可を得たうえで、ギャロップに対して売却することまたは会社法第234条第2項及び第4項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。この場合のA種種類株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が保有する当社普通株式数に140,000円（ギャロップが当社普通株式に対して公開買付けを行った際における当社普通株式1株当たりの買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

4. 全部取得条項付普通株式の取得にかかる日程の概要

全部取得条項付普通株式の取得にかかる日程の概要（予定）は以下のとおりであります。

種類株式発行にかかる定款一部変更（「定款一部変更の件Ⅰ」）の効力発生日	平成22年7月16日（金）
当社普通株式の整理銘柄への指定	平成22年7月16日（金）
定款変更につき通知公告（全部取得条項に関する事項）及び全部取得条項付普通株式の取得に関する基準日設定公告	平成22年7月17日（土）
当社普通株式の売買最終日	平成22年8月16日（月）
当社普通株式の上場廃止日	平成22年8月17日（火）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の基準日	平成22年8月19日（木）
全部取得条項にかかる定款一部変更（「定款一部変更の件Ⅱ」）の効力発生日	平成22年8月20日（金）
全部取得条項付普通株式の取得及びA種種類株式交付の効力発生日	平成22年8月20日（金）

以 上